

災 害 時 等 で の 施 設 利 用 の
協 力 に 関 す る 協 定 書

群馬県安中市
株式会社ダイナム

災害時等での施設利用の協力に関する協定書

安中市（以下「甲」という。）と株式会社 ダイナム（以下「乙」という。）は、災害時等における施設利用の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、安中市内に地震、風水害等の大規模災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下併せて「災害時等」という。）に、やむを得ない事情により自家用車等を利用して避難する被災者（以下「車中泊者」という。）の安全確保のため、乙が甲の要請に応じ第2条に定める乙の店舗（以下「乙の施設」という。）提供の協力に関して必要事項を定めることを目的とする。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（協力内容）

第2条

乙の施設は、次のとおりとする。

店 舗 名	株式会社 ダイナム 群馬安中店
所 在 地	群馬県安中市郷原字中村 686 番地 1
店舗責任者名	ストアマネジャー 井上 佳紀
構 造 等	木造構造
店 舗 開店日	2004年12月17日
一時避難場所	駐車場：店舗が指示する指定のスペースを貸し出し
使用可能施設	トイレ、水道施設他

2 甲は、次の各号について、乙に協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

（1）乙の施設の駐車場の一部を、車中泊者の一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）として甲に提供すること。

（2）避難してきた車中泊者に対し、乙の設備が使用可能な場合、トイレ等を可能な範囲で提供すること。

3 前2項の定めにかかわらず、乙は、災害時等における乙の顧客の安全確保等、乙の施設運営上必要な範囲において、一時避難場所の一部利用制限など必要な措置を実施することができるものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、協力要請をするときは、乙に対して施設利用等要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(協力)

第4条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、この協定の内容にしたがって可能な範囲で協力に努めるものとする。また、協力にあたっては、積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする。

(施設の利用等)

第5条 乙は、甲からの協力要請に対して協力する場合、乙の顧客対応等速やかに準備を整えた上で、甲に対して施設の使用開始可能時間を通知するものとする。

(施設変更の報告)

第6条 乙は、乙の施設の増改築により、当該施設の面積等や使用可能施設に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

(避難者の誘導)

第7条 乙は、避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 災害時等における当該施設の使用料は無料とする。

避難した住民等が、乙の管理する施設又は設備器具等を滅失又はき損した場合には、滅失又はき損を生じさせた者が原状回復を行うものとし、原因者が不明の場合には、甲乙協議の上、決めるものとする。

(利用期間)

第9条 甲が、乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

(利用の終了)

第10条 甲は、乙の施設利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書(様式第2号)により通知するものとする。

(連絡体制等)

第11条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿(様式第3号)を作成し、相互に交換して、連絡体制を確立するものとする。

(事故等にかかわる責任)

第12条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、本協定書に基づき乙の施設を使用する車中泊者、甲、甲の職員、その他第三者による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(備品等の提供)

第13条 乙は、食料、飲料及びその他備品等を、自己の判断及び負担において提供できるものとする。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年 6月 8日

甲 安中市安中 1-23-13
安中市
市長 岩井 均

乙 東京都荒川区西日暮里 2-27-5
株式会社 ダイナム
代表取締役 保坂 明

様式第1号（第3条関係）

緊急・重要

年 月 日

株式会社ダイナム 宛

施設利用等要請書

「災害時等での施設利用の協力に関する協定書」第3条の規定により、下記のとおり、協力を要請します。

記

日 時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
場 所	
内 容	・一時避難場所としての施設利用 ・その他（ ）
そ の 他	

※連絡先

担当：

電話：

株式会社ダイナム 宛

施設利用等終了連絡書

「災害時等での施設利用の協力に関する協定書」第10条の規定により、下記のとおり、施設利用等の終了について連絡します。

記

終了日時	年 月 日 時 分
場 所	
内 容	・一時避難場所の閉鎖 ・その他（ ）
そ の 他	

※連絡先

担当：

電話：

様式第3号 (第11条関係)

連絡担当者名簿

名 称	株式会社ダイナム		
所在地	東京都荒川区西日暮里 2-27-5		
代表者氏名	代表取締役 保 坂 明		
ダイナム担当部署	ダイナム群馬 安中店	電話番号	0273-80-2515
		F A X	027-385-0333
		E-mail	dynam08098664740@ezweb.ne.jp
担当者職・氏名・連絡先電話番号 (勤務時間外)			
第1順位者 井上 佳紀 080-6859-6231			
			自宅 (携帯)
			TEL (勤務時間外) 同上
第2順位者 会社業務携帯 080 - 9866 - 4740			
			自宅 (携帯)
			TEL (勤務時間外) 同上
第3順位者 女屋 幸恵 070-2480-0407			
			自宅 (携帯)
			TEL (勤務時間外) 同上

名 称	安中市		
所在地	群馬県安中市安中1-23-13		
代表者氏名	市長 岩 井 均		
担当部署名	総務部 危機管理課	電話番号	027-382-1111
		F A X	027-329-6065
		E-mail	kikikanri@city.annaka.lg.jp
担当者職・氏名・連絡先電話番号 (勤務時間外)			
第1順位者			
			自宅・携帯
			TEL (勤務時間外)
第2順位者			
			自宅・携帯
			TEL (勤務時間外)
第3順位者			
			自宅・携帯
			TEL (勤務時間外)